

防府市休日診療所運営委員会設置要綱

平成16年1月7日制定

(目的)

第1条 防府市休日診療所設置条例第2条に定める医療機関における、医療を必要とする疾病者に対する効果的な医療対策の確立及び円滑な運営に資することを目的とする。

(組織)

第2条 防府市休日診療所運営委員会（以下「運営委員会」という。）の委員は、下記の団体等から推薦を受けた者をもって構成する。

- | | |
|-------------------|----|
| (1) 一般社団法人防府医師会 | 5人 |
| (2) 一般社団法人防府歯科医師会 | 2人 |
| (3) 一般社団法人防府薬剤師会 | 2人 |
| (4) 防府保健所 | 1人 |

(所掌事務)

第3条 運営委員会は必要に応じ、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 休日診療所の運営に関すること
- (2) その他休日診療所の充実のために必要な事項に関すること

(役員)

第4条 運営委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人

(役員及び委員の選出)

第5条 運営委員会の会長及び委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、一般社団法人防府医師会から推薦を受けた者とする。
- (2) 副会長は、一般社団法人防府薬剤師会から推薦を受けた者とする。
- (3) 委員の任期は2年とし再任を妨げない。
- (4) 補欠のため就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の責務)

第6条 会長はこの会務を総括し、会議の議長となる。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 運営委員会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 医科又は歯科のみに関する事項について協議する場合、会長が関係する委員を招集し、会議を実施することができる。

(会議の公開)

第8条 会議は、原則として公開とする。ただし、特別な理由により非公開とするときは、その理由を明らかにするものとする。

(庶務)

第9条 運営委員会の庶務は、保健こども部健康増進課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年1月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。